

議事日程第5号

平成30年12月11日(火)

第1 議案上程(議案第75号から第100号まで及び報告第8号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一

観光文化スポーツ部長	藤原 誠	産業建設部長	佐藤 透
教育次長	目黒 雪子	企業局長	木元 義博
企画政策課長	八端 隆公	総務課長	山田 政信
財政課長	田村 力	税務課長	原田 徹
福祉課長	小澤田 一志	生活環境課長	伊藤 文興
観光課長	清水 康成	文化スポーツ課長	鎌田 栄
農林水産課長	武田 誠	病院事務局長	菅原 長
会計管理者	菅原 信一	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	鈴木 健	企業局管理課長	太田 穰
上下水道課長	真壁 孝彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第75号から第100号まで及び報告第8号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第75号から第100号まで及び報告第8号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私からは議案第75号から議案第80号まで及び議案第89号の7件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第75号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の方では、1ページから7ページまでになります。

本議案は、本年度末をもって民間バス路線の潟西南部線及び船越線が廃止されることに伴いまして、明年4月から市単独運行バスにより代替運行を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要といたしましては、市単独運行バスとして運行する路線に船越線を追加し、潟西南部線と潟西北部線を統合しまして潟西線とするとともに、一部予約運行する路線から潟西北部線を削るものであります。

また、料金につきましては、船越線においては、民間事業者運行路線と一部競合する区間がありますので、初乗り運賃を民間事業者の運賃と同額とするほか、上限を500円としまして、現行の運賃を超えないように設定しております。

条例の施行期日は、平成31年4月1日であります。

次に、議案第76号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任

期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の9ページの方をお願いいたします。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給割合並びに宿日直手当の支給限度額を引き上げるため、各条例の一部を改正するものであります。

第1条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、まず、宿日直手当について通常の宿日直勤務の場合、「4, 200円」から「4, 400円」に、医師の宿日直勤務については「2万円」から「2万1, 000円」に、医師以外の本市で言いますと病院の職員の宿日直勤務であります、これを「5, 900円」から「6, 100円」に引き上げるとともに、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く宿直勤務の場合は、それぞれ「6, 600円」「3万1, 500円」「9, 150円」に引き上げるものであります。

期末勤勉手当の支給割合については、一般職の職員について、今年度の12月期の勤勉手当の支給割合を現行の「0.825カ月」から0.1カ月引き上げ「0.925カ月」とするもので、これによりまして、期末勤勉手当の年間支給割合は、現行の「4.15カ月」から「4.25カ月」となるものであります。

また、再任用職員については、今年度の12月期の勤勉手当の支給割合を現行の「0.4カ月」から0.05カ月引き上げ「0.45カ月」とするもので、これにより期末勤勉手当の年間支給割合は、現行の「2.2カ月」から「2.25カ月」となるものであります。

別表第1から別表第3までの改正については、行政職、医療職及び教育職の給料表の水準を引き上げるものであります。

25ページをお願いいたします。

第2条も男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、一般職の職員について平成31年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ「1.25カ月」に、勤勉手当の支給割合をそれぞれ「0.875カ月」とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

また、再任用職員については、平成31年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ「0.7カ月」に、勤勉手当の支給割合を、それぞれ

「0.425カ月」とするもので、こちらも年間支給割合に変更はないものであります。

第3条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、高度の専門的な知識経験を有する特定任期付職員の給料月額を引き上げるものであります。

次のページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するものであります。第2条の改正は、平成31年4月1日から施行するものであります。

また、第1条及び第3条の規定による給料表及び宿日直手当の改定は、本年4月1日から、期末勤勉手当の改定は本年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第77号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

28ページをお願いいたします。

本議案は、一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条の改正は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を、現行の「1.5カ月」から0.1カ月引き上げ「1.6カ月」とするもので、これにより年間支給割合は現行の「3.0カ月」から「3.1カ月」になるものであります。

第2条の改正は、平成31年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ「1.55カ月」とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

第1条の改正は、公布の日から施行するものであります。第2条の改正は、平成31年4月1日から施行するものであります。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、本年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第78号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

30ページをお願いいたします。

本議案は、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条の改正は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の「1.525カ月」から0.1カ月引き上げ「1.625カ月」とするもので、これによりまして年間支給割合は、現行の「2.95カ月」から「3.05カ月」になるものであります。

第2条の改正は、平成31年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ「1.525カ月」とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

第1条の改正は公布の日から施行するものでありますが、第2条の改正は、平成31年4月1日から施行するものであります。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、本年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第79号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

32ページをお願いいたします。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため本条例の一部を改正するものであります。

本条例で引用しております学校教育法第104条第4項第2号が学校教育法の一部改正によりまして第104条第7項第2号となることから、これを改めるものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

次に、議案第80号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

34ページをお願いいたします。

本議案は、退職消防団員等による機能別団員を創設するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。消防団員の種類を現行の基本団員と機能別団員に区別し、機能別団員は、火災や大規模災害時の特定の任務に限り従事するものとする事などのほか、機能別団員の年報酬額を5,000円とするものであります。

施行期日は、平成31年4月1日ありますが、機能別団員の募集に必要な手続等

は、本条例の施行前でも行うことができることとしております。

次に、議案第 8 9 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

5 5 ページをお願いいたします。

本議案は、大仙美郷環境事業組合が本年度末で解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議をするものであります。

規約の一部変更につきましては、知事の認可を受けまして平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、柏崎市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） 私からは、市民福祉部に係る議案第 8 2 号と議案第 8 3 号について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 3 7 ページをお願いいたします。

議案第 8 2 号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の 3 8 ページは、廃止条例の本文であります。

本条例の廃止につきましては、高齢化社会に対応する福祉対策推進に要する経費に充てるため設置されました基金の条例であります。基金で行われていた対策事業のほとんどは、現在、一般会計で行われており、平成 2 0 年度以降は敬老会開催費用として取り崩してきたものであります。現在、残金はゼロであります。新たな積み立ての見込みはないことから、目的は達成したものととして廃止するものであります。

施行期日は、平成 3 1 年 4 月 1 日であります。

次に、3 9 ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

男鹿市敬老祝金等支給条例において、祝金の支給金額を改め、他市へ転出した住所地特例者を支給対象者にすることを明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ40ページは改正条文であります。

改正内容であります。

第2条は、字句の整理であります。第1項中の「居住しているもの」を「居住している者」に、「住所地特例者」を「のち、本市外の住所地特例対象施設」に、「への入所又は入所中のもの」を「入所又は入所した者」に改めるものであります。

現行条例では、他市から本市内の住所地特例対象施設に入所した者も対象になるという解釈ができる表現になっておりますが、平成27年に制定した本条文の本来の意図は、本市から市外の住所地特例対象施設に入所した場合の救済措置であるため、それが明確に読みとれるよう改正を行うものであります。

第3条第1号は、敬老祝金の支給額を「満80歳5,000円」、「満100歳5万円」と、それぞれ現行の半額とするものであります。

また、第5条に、第2条第1項に規定する「本市外の住所地特例対象施設に入所または入居した者については、この限りではない」という但し書きを加えるものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、藤原観光文化スポーツ部長の説明を求めます。

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） おはようございます。

それでは、私からは議案第84号から議案第86号までの3件について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の42ページをお願いいたします。

まず、議案第84号船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川多目的広場の利用を有料化することに伴い、同施設の利用料金を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、平日と土曜日、日曜日、休日の利用区分を廃止し、学生、生徒・児童の利用区分を高校生以下に改めるものであります。

また、利用料金については、別表1のとおり一般利用者は有料とするものの、高校生以下は無料とするものであります。

本条例の施行期日は公布の日であります。改定後の料金については、来年4月1日から適用するものであります。

議案書の45ページをお願いいたします。

次に、議案第85号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、工場等の新增設の促進を図り、本市産業経済の振興に資するため奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を延長することから、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、工事着手期限を平成31年3月31日から平成33年3月31日まで2年間延長するものであります。

本条例の施行期日は、公布の日であります。

議案書の47ページをお願いいたします。

次に、議案第86号男鹿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、文化財保護に関する事務を市長が担当できるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、市長の職務権限に新たに「文化財の保護に関すること」を加えるものであります。

本条例の施行期日は、平成31年4月1日であります。

附則第2項から第4項までは、本条例の一部改正に伴い、関係条例の条文整理を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第5項は経過措置を定めるもので、条例施行日前に教育委員会が行った行政措置及び教育委員会に提出された申請、届出等を市長が行ったもの及び市長に提出され

たものとみなすことができるとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、目黒教育次長の説明を求めます。

【教育次長 目黒雪子君 登壇】

○教育次長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第 87 号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 51 ページをお願いいたします。

議案第 87 号男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、図書館利用者の利便性の向上を図るため、平日の利用時間を延長することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、月曜日から金曜日までの利用時間を 1 時間延長し、午前 9 時から午後 6 時までとし、日曜日及び土曜日は従来どおり午前 9 時から午後 5 時までとするものであります。

条例の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、木元企業局長の説明を求めます。

【企業局長 木元義博君 登壇】

○企業局長（木元義博君） おはようございます。

それでは、私から企業局に係る議案第 88 号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 53 ページをお願いいたします。

議案第 88 号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案につきましては、水道事業における手数料について、非課税取引による消費税の徴収規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。条文にあります第 33 条の改正規定は、手数料に消費税等相当額を加えた額を徴収するとした規定を削除するものであります。

また、2 号では、それぞれ表に定めていた設計審査手数料と工事検査手数料を一つの表に改めるほか、3 号では、再開栓手数料について、これまでの消費税等相当額の

徴収規定を消費税等相当額を加えた額に改めるものであります。

本条例の施行期日は公布の日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

【選管事務局長 山田政信君 登壇】

○選管事務局長（山田政信君） おはようございます。

私からは、選挙管理委員会に係る議案第81号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお願いいたします。

本議案は、公職選挙法の改正により、平成31年3月1日から、市議会議員選挙におけるビラの頒布が解禁されることを受け、市議会議員の選挙における公正な選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、本条例の一部を改正し、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営といたしたいというものであります。

なお、市長選挙におけるビラ頒布は、平成19年の公職選挙法改正により解禁され、本市では平成20年9月に条例改正し、既に公営となっております。

改正の条文であります。第6条中「男鹿市長の選挙における候補者に限る」という文言を削り、これにより、市議会議員選挙における候補者が作成する選挙運動用ビラについても市の費用負担の限度額の範囲内で無料で作成できることとするもので、施行期日は、法律改正と同様の平成31年3月1日であります。

また、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に告示される選挙から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） おはようございます。

ただいま提案されました議案第75号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について、いくらか質問させていただきたいと思っておりますけれども、ただいま提案されたのは路線の名前が変わるといふか、そこら辺と料金の改正だけのようではございますけれども、予算委員会でやるにしても債務負担行為の関連になりますので、この議案審議で質問させていただきたいと思っておりますけれども、特に潟西線、今、走っている潟西北部線、ここについての市民の声といふか利用者の声は、十分担当の方に届いているとは思いますが、座談会等で聞いていると思うんですが、どうもやっぱり今までの若美支所のところで乗り継ぎが不便だといふ声が多々あったし、私は聞いていますし、認識しているのではないかと考えています。買物とかみなと病院へ行く、市役所へ行く場合、どうしてもあそこで乗り継いだほかに船越でも乗り継ぎをせざるを得なくなるという状況であったかと思うんです。ただ、私の認識不足なのか、この間、四、五日前にみなと病院にいた際には、夕方のアナウンスで五明光に帰るバスが入りますというアナウンスしてあったので、あれっと思ったんで、今度はみなと病院から五明光の直行があるのかなと、勝手に憶測していたわけだけども、そうでもないようなんでね、この乗りかえに対する考え方をどうとらえているのか、どう認識しているのかということを知りたいんです。

今申し上げましたように、きめの細かい利用者ということでこの間の一般質問でも通告して、ここら辺を議論したいと思ったんですが、議案で出ますので一般質問にはなじまないということで遠慮したわけだけども、いずれ主に旧若美町地区の北部の潟西北部線を利用している方々からの声とすると、直接みなと病院、もしくは船越の買物、商店街、さらには市役所へ直接行きたいと。この利用者の声をなぜ私言うかといふと、利用者が健全な方が少ないんですよ。結構足腰の弱いといふか、高齢者であったり、あそこで乗るのを私は配達の際にいつも見ているわけだけども、大体6時半ころです。どっこいしょですよ。とぼとぼ、とぼとぼ、やっとかすっとか歩いて中央交通のバスへ乗る。それが繰り返されるというのが嫌で大変なんです。この点について配慮すべきでないかといふ考え方です。その点はお持ちなのかどうかお聞かせ願いたいなと思うんです。

それからもう一つは、その関連で時間帯が今言ったように6時半前後です。どうも

朝のバスがよく批判されています。空気を運ぶと。いろいろ批判に値するような状況なんですね。この時間帯を多少変えることも必要ではないかという声もいくらかあるんです。これ、全体かどうかは、ちょっと私わからないんだけども、その点の改善があるのではないかなというふうに思うんだけども、そこら辺はどうとらえているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、料金の問題ですけれども、ほとんど据え置いたということで、中身もっと詳しく知りたいんだけども、現行の料金にあわせて引き上げはしていないし、据え置いているという感じの部長の提案ですけれども、例えば五明光から船越まで大体500円です。ここからまたみなと病院まで行くと、また500円です。片道1,000円かかるわけですよ。健常者であれば、船越から電車に乗ると240円で船越からいきますから740円で終わるわけだけども、どうもこの路線そのまま利用していますと1,000円かかって、往復2,000円と。これも座談会とか福祉関係の懇談会があった際に、皆さん十分聞いている、担当の方は聞いていると思うんだけども、病院に行くよりもバス代が高くて行きかねるという声はものすごくあったんです。何年前から。これ多分私は何回も聞いているわけだけども、皆さんも耳に入っているんじゃないかと思うんだけども、病院にかかる、これは利用料が安い高いもあるわけだけども、一般的に、それよりも足代が高くて困難だという声があるんですね。そういう点からいくと、この点についてのバス利用者というのは非常に窮屈というか、乗り継ぎのほかにこの料金もちょっと高すぎるなというきらいがあると思うんです。そのために、やっぱり町医者でストップするという声は結構あるんですね。旧若美町内には二つのお医者さんがあるわけですから、そこで治療可能であれば、それはそれでいいんだけども、やっぱりみなと病院の、いいところの病院にお世話になりたいという声もあるんだけども、しかし、今まではやっぱり不便で、お金も高くて行きにくいという声が私の周りには結構ささやかれていますし、結構直接嘆願もされています。ですから、この点についても、今ちょこっと総務委員会にかかわる方から聞いたんだけども、いずれ見直しをされるというような話なんだんだけども、その見直しはいつころやられるのかちょっと私わからないので、その見直しの時期もこの際お知らせ願って、こういうことについて検討していただければありがたいというので、このことについても、料金の問題についてもお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、健康の増進問題、健康秋田県一と盛んに今頑張っている割には、ここにもまた健康に対する、何ていうかな落ち度って言えばちょっと語弊かな、相反する行為になってしまうと。いわゆる軽いうちに、健全なうちにお医者さんにかかっておけばいいものが、重体化するっていう報告、結構なされていますよね、担当の方でも。ですから、そういう点では、こういう交通の便のおかげで健常者が重病者になっちゃうというきらいが、なきにしもあらずと。そういう点でも、施策というのは総体的に見なければならぬので、そこら辺からも健康担当の方からも、やっぱりそこら辺は何とか行きやすいように、軽いうちに健康を保てるような、そういう思いやりもある意味でもこういうところに反映させるべきではないかなというふうに思うんです。

もう一つは、この間一般質問でいくらか申し上げたんですけども、重ねて言いますが、私の知る範囲内で男鹿の公共交通運行バスの中では男鹿中線については確か、例えば開とか中間口、三ツ森か、ああいうところについては、タクシーを利用して男鹿中線の路線のところへ行けるといような話をしたような感じしています。そうだと思っています。ですから、そういうのが、この潟西線、船越線についても応用できるのかどうか、この点についても聞きたいと思います。もちろん見直しが早ければ、そのことも待っているわけだけれども、当座今のところ、例えば具体的に申し上げますと、潟西北部線にかかわるところでは美野という、五、六軒しかないけれども、それから申川っていうところ、八ツ面というところ、こういうところは、昔も不便で、保育所へ通う際には町が援助してタクシーを走らせた経緯あるわけだけれども、30年ぐらい前です。今回この男鹿中線にあわせて、こういう潟西北部線についての遠方の路線については、遠方の方々への配慮はできないのかどうか、これもお聞かせ願えればと思います。

もう一つ聞きますけれども、例えば中学生、今、統合の条件で小学生については五明光から土花までの方々、通学バスを利用していますけれども、小学生は可能になっていますけれども、一般市民で便乗、一緒に歩いているところもあるわけだけれども、中学生が今利用されていませんよね。これが通常の場合、今までの規定からいくと、通常6キロとか5キロという通学距離範囲というのは教育委員会であるわけだけれども、例えば中学生でも自転車で通っているの方々がいるわけです。特に冬になると

非常に困難な条件が伴います。それから、体がね順調なときはいいんだけど、どうしても自転車を踏めない場合があったりする。それから、それぞれのご家庭の中で、例えば身内で送ったり、隣近所相乗りさせたりして工夫している方いるわけだけど、それぞれ何かの支障があって、例えば例で言いますけれども潟西中学校へどっかの町内から送るのが困難な場合があるんですね。そういう場合は今のバスを利用することができるのかどうか、この点について、結構これ利用させてほしいという要望があるんです。ただ、ここら辺の問題、難しいと思うので、例えば美里小学校に通う、距離が同じぐらいでも角間崎はまかりならんという不平の声もありますよね。そこら辺もあるわけだけど、とりあえず統合の条件として、小学校はいいんだけど、中学生だって、これ、今の統合じゃない、前々からの統合だから云々というものもあるんだけど、できればそういう特別な事情のある場合、よく市長が認めることができるという条項よくあるわけだけど、この点については検討に値するんでないかと思うんだけど、いかがでしょうか、お願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 安田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、路線の乗り継ぎ、乗りかえの関係でございます。

4月以降、市の単独運行バスとなりまして、潟西線となりますので、これまでの潟西南部線と潟西北部線を合わせまして潟西線となりますので、若美支所前での乗りかえは解消されることとなります。ただ、船越駅での潟西線と船越線、この乗りかえについては、路線運行事業者、あるいは運転手等の勤務形態によりまして乗りかえが発生する可能性があります。

また、運行時間等のお話もございましたが、市単独運行バスの運行時刻につきましては、JR男鹿線と他路線との接続、利用状況、利用者の意見等を踏まえて設定はしてございますが、船越線、潟西線とも、私どもとしては1年間の実証運行というような形態での運行としますので、これらを踏まえた上で利便性の向上を図っていきたいというふうに考えております。

それから、料金についてでございますが、確かに五明光の方からみなと市民病院まで行きますと現行の案では1,000円になりますが、現在の料金でいきますと1,

250円かかりますので、いくらか軽減にはなっております。

また、潟西線で行きまして船越駅からJRを利用しますと、船越－男鹿間が確か240円程度だと記憶していますので、もう少し安くなるというようなこともあります。

料金につきましては、先ほど説明してございますけれども、一部まだ民間事業者がバスを運行している路線もございまして、それを下回って、要するに民間の経営を圧迫してはならないというようなことがございますので、同一金額にしているといったようなこともございますので、これらにつきましては、いわゆる将来的にはもっとわかりやすい、低減、安い料金で利用できるように検討はしていきたいと思っております。

それから、男鹿中線でタクシーを使っているようなことがほかでもできないかということもございますが、これらにつきましては現在策定を進めてございます網形成計画の中で、運行の形態や範囲及び運営主体等について検討を重ねてございますので、それらも含めて可能性を一度見きわめていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） 目黒教育次長

【教育次長 目黒雪子君 登壇】

○教育次長（目黒雪子君） 私からは、中学生の利用についてお答え申し上げます。

現在、旧野石小学校区で路線バスを利用している生徒は、全くいないわけではなく、保護者が送迎できない場合に利用されていると伺っております。中学生のスクールバス利用につきましては、統合の条件になっておらず、ほかの学校との兼ね合いもありますけれども、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） もう少し詰めてみたいなと思っております。

最初に乗り継ぎの問題ですけれども、今、民間の営業バスもあるようなので、その競合ということもあるというか時間帯の、電車利用とかそういう総合的なことがあるとは思いますが、できればそこに近づける交渉とか何かはあった方が私はいいんではないかなと。JRの時間帯もあるでしょうし、一概にみなと病院を中心に言っているわけじゃないので、秋田市へ行く方も結構いるわけです。特にお医者さんの話に

なると、ずっと前々から藤原病院という、ここに行く方がものすごくなぜかしら多
かった経緯もあるので、そういう時間帯のことはあると思うんです。いずれにしても
私が言うのは、いわゆるこの市役所、そしてみなと病院、こちらへ来る、当然今、支
所の出先が縮小されているわけですから、こちらへ来る用務が結構ふえているんです
よ。そういう点では、高齢者がふえているんだけど、そういう方々が来やすいよ
うに私は検討しても、もう少し詰めてみる必要があるんじゃないかなというふうに思
うんだけど、見直しの時期が明確にならないと、ちょっと云々ということもでき
ないんだけど、いつころこういうことについての、きめの細かいことも含めて、い
つころ検討するのか、できれば見通しをお聞かせ願いたいと思うんです。

もう一つは、健康の問題には触れなかったんだけど、そういういわゆる交通の
便だけというのじゃなくて、健康とか思いやりとか福祉の心とか、そういう総体的な
立場からしても、この料金については、ゆくゆくやっぱり検討していかなきゃなら
ないんじゃないかなと。きのうのテレビのニュースでもあったんだけど、今、年金暮
らしだと平均、全国でも大変ですよ、5万前後でしょう。こういう方々が多いので、
お医者さんに月に1回行くにしても大変な重荷だそうです。だと思っただけでも、
そういう点では、ここら辺に対する連携というか、別の課の方からの協議も重ねて、
福祉の方も重ねて、協議に値するんでないかと思うんだけど、ちょっとそういう点
ではどうなのかという点でももう少し、要はだから、いつころ、来月なら来月、今年
度なら今年度、31年度なら31年度できちっと検討するっていうお答えであれば、
それを待つということもあるわけだ。その場についての要求をしたいと思うだけ
ども、いずれそこら辺が明確にならないと、今のうち議論しておかなきゃなら
ないということです。特に教育次長さんがお答えなさったんだけど、中学校の問題につ
いはこれから検討するということなんで、いつも答弁、検討するということだと、必ず
検討に対する検証を私しなきゃならないですね。それいつも答えて検討するとか何か
というと、後々1年後になってもさっぱり進まなかったという経緯があるので、教育
委員会はそういうことないと思うんだけど、よく市長の答え聞いていると、私
ずっと議事録全部持って、たまに見るんだけどね、なかなか、2年後になっても出
ない課題がありますよ、いつかやると思っているんだけどね。いずれそういう点
では、もう少しきちっと時期を明確にして答えていくというのをお願いしたいと思いま

す。

その点でいけばタクシーもそうです。

もう一つ、今言った、さっきちらっと言ったみなと病院でアナウンスされた話は、誰か担当わかるのかな、あそこから本当に五明光行きのバスが出ているのかどうか。私の聞き間違いではないんですよね。病院の中でちゃんと聞いたんで、それはどうなのかわかる人いたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 例えば乗り継ぎ、あるいは料金の検討、見直しの時期でございますが、現在、先ほどお答えしておりますように、網形成計画を策定作業中でございます。これにつきましては、今年度中に計画ができる予定でございますけれども、当面31年度のこの単独運行バスにつきましては、現計画、男鹿市公共交通総合連携計画に基づき運行することになりますので、当面はまず現在のままいくこととなりますが、来年度において利用の実態等を踏まえながら、網形成計画の方の実施に向けた調整を図っていくこととしております。

それから、病院から五明光というようなお話でございますが、路線としては直接、駅に行く路線はございませんので、その辺のところはちょっと承知はしてございません。

○議長（吉田清孝君） 菅原病院事務局長

【病院事務局長 菅原長君 登壇】

○病院事務局長（菅原長君） 病院のことなので私の担当でございますけれども、かなり前から五明光行きというアナウンスはしておりますが、それが直接五明光に行くかどうかは、ちょっと私も承知しておりませんので、申しわけありませんが、後で確認の上、ご報告したいと思います。よろしく願いいたします。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

次に、8番佐藤巳郎君の発言を許します。8番

○8番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私からは、議案第83号の男鹿市敬老祝金等支給条例の一部改正についてお伺い

たします。

このことについて11月15日の全員協議会の場でも説明はございましたけれども、お聞きしたいのは、今回のこの条例の第2条で支給対象者についての部分ですけれども、先ほどもご説明ありましたが、本市外の住所地特例対象施設に入所した者について支給対象者とするということでの条文改正で、5条では、受給権の喪失ということで、この第2条の文の人についてはこの限りではないという受給権の喪失はならないということの意味だと思いますが、この5条にあえてこの第2条の1項を規定する本市外の住所地特例対象施設に入所したものについてはこの限りではないと、これを条文として入れなければいけない事情は、ないんじゃないかと。第2条でこの支給対象者を、住所地特例の人方を対象にするということにしておいて、受給権の喪失にこういう住所地特例はこの限りではないと、あえてこれさ入れるというのも、これもどういふものかと。受給権の喪失の条項にも入らないんじゃないかという気がします。あえてこの5条の文の必要性についてちょっとわからないのでお聞かせ願いたいなと思います。

それから、敬老祝金の中身ですけれども、今回の改正は、80歳の今まで1万円を5,000円に、100歳を10万円を5万円にすると、こういうことではありますが、以前、全協の中で敬老祝金についてこういうことを言っています。半額にする理由です。「人口の減少、少子高齢化の進展など、厳しい行財政運営を強いられる中、敬老の意を表することを目的とする本事業を継続させるために行うものである。」ということで、私からこの意味を解せばですよ、仕方なくて敬老祝金をやっている。男鹿市は非常に財政的に大変だと。だけれども敬老祝金を出さねばいけねなだべなど。そしてこの敬老祝金の条項は継続させるために祝金をあえて半額にしたと、こういう受けとめ方で、私は非常にこの理由が、敬老者にとっては、高齢者にとっては、非常に市としてあるべき姿なのかと。もっとやはりお年寄りの方々を敬老すると、そういう意味があつての条例が本当の条例なのに、改正理由をこういう形にしていくというところが私は非常に、私は怒っているんですよ。こういうことなのかと。年寄りをこういうふうに考えているのかということについて、私は非常に不満なんです。ここら辺にどう考えているのかお聞かせ願いたいと思うわけです。

それで、半額に減らすということですが、80歳と100歳の対象者を全協の資料

によれば、80歳は488人いると、100歳は25人いると、こういうことですが、これはことしの場合だと思いますが、来年以降どのぐらいの80歳に、そして100歳の対象者がおられるのか、もし今、資料を持っていれば、何年か先まで持っているとすればお答え願いたいなと、どのような変化が出てくるのかお聞かせ願いたいなと思っております。

私は、今、平均寿命がどんどん延びてきています。いくらになっていると思いませんか。今、日本の平均寿命は、男の場合81.09歳、女の場合87.26歳、こうなっているんです。こういう平均寿命がどんどん延びて、女性の場合は87歳にまでなっているという中であって、果たして80歳に敬老祝金ということでもいいのかと私は思いました。私は敬老祝金としては、88歳にしたらどうかと、88歳と100歳にしたらいかがかということです。市の資料を見ても、県内の他市の状況を見ても、88歳と100歳が一番多い、敬老祝金を支給している自治体が多いんです。そういうところから見ても、私はこれからの敬老祝金は88歳と100歳にするべきだと。そして、額も半額5,000円とか5万円にしないで、現行どおりの88歳は今度は80歳並の1万円にすると。そしてまた100歳は10万円と、これでいいんでないかと私は思うわけですが、そこら辺についてどういう考え方をしておられるのかお聞かせ願いたいなと思っております。

それと、この80歳の488人に対する支給額、そして100歳が25人、現在いると。この先、来年、再来年がどういふ変化があるのかわかりませんが、それと仮に80歳を88歳にした場合、80歳は現在488人が88歳の支給にすればどのぐらい対象者が少なくなるのかなと思っておりますので、そこら辺をお聞かせ願いたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） お答えいたします。

最初に、第5条についてでございますけれども、5条につきましては対象者が支給日前に転出、住所を変えた場合は、敬老祝金の受給権を失うというのは、これはもとある条文でございます。ただし、住所を変えても住所地特例対象施設に入所した

者、つまり、本市の住所地特例者として他市に住所を移転した者については、ここから除くというのが第5条でございます。一義的には対象者が支給日前に住所移転、男鹿市の市民でなくなった場合は受給権を失うというのが第5条。その中で、ただし、住所地特例者として移転、住所が変わった人は対象にするというのが、この但し書きの内容でございます。

それから、条例の改正理由につきましてです。

市の厳しい財政状況下にありまして、高齢者事業にかかわるすべての事業について、限られた財源の配分の見直しをせざるを得ないという状況にあることから、今回、敬老祝金について他市の例、それから全国的な状況を見ながら見直しを行うこととしたものでございます。決して敬老の意に反するとかではございません。敬老の意に関しては、金額の多寡ではなく、思いを伝えるということについては、残したいという思いでございます。

対象者の人数でございますけれども、これにつきましては、ほぼ推計の域を出ませんけれども、今後5年間の対象者の人数につきまして、本年3月に策定しました男鹿市老人福祉計画の中の人口推計、それから、県のいわゆる高齢者の90歳以上の係数をかけまして人数を算定した結果でございますけれども、80歳につきましては平成31年が367人、平成32年が392人、33年が398人、34年が427人、35年が424人、5年間の合計が2,008人となります。それから100歳でありますけれども、100歳は31年が16人、32年が21人、33年が19人、34年が21人、35年が25人、5年間で合計で102人という推計でございます。

さらに、88歳につきましては、31年が288人、32年が271人、33年が274人、34年が279人、平成35年が299人でありまして、5年間の合計が1,411人であります。

先ほどのお話で80歳にかかわりまして2,008人に対して5,000円を支給しますと、5年間で1,004万円、それから88歳に対しまして1万円を支給しますと1,411万円というような額には推計上なるということでございます。

この88歳の支給につきましては、部内でも検討いたしましたけれども、80歳をいわゆる区切りとするということは、これまでもいろいろな記念品等を渡してあった

大きな区切りであるということ、それから88歳につきましても、いわゆる日本的な考えの中の区切りではあることは確かですけれども、これまでの状況を変えるには、この後8年間支給されないということもあります。最初に申し上げたとおり、この制度につきましても、全廃ということも視野に入れて協議を重ねた結果、現在考え得ることとして80歳、100歳の支給年齢を変えないまま金額を半額にするというような結論になったということでございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） この住所地特例のことですけれども、5条に第2条の文を追加したという感じですが、第2条で条文としてそういう方々については対象者にするという条文なわけです。この第5条は、受給権の喪失という条項の中での第5条になってて、喪失の中でこういう今の住所地特例の人方については受給権の喪失にならないという意味の条文だと思うんですけど、ですからそういう意味で私思うに、この第5条が果たして必要あるのかなと、なくても第2条でそれをカバーしているんじゃないかということで、喪失の中に条文を、この文を追加するという意味が私にはわからないということです。

それから、この祝金の額ですけれども、私は先ほど言ったように、平均寿命については部長は答えなかったんじゃないかなと思ったんですけども、今このように高齢化社会になって、先ほどの部長の話では全廃もどうするかということの意味の話もしてあったけれども、そういう意味で非常に市の考え方としては本来何ぼでも少なくしたいと、全廃も視野に入ってくるという発想の中での今回の、そこまで、廃止するわけにもいかないというような、だけれども現行ではうまくないと、もっと減らすと、こういう考え方なわけで、私はやはり言ったように、80歳は平均寿命よりまだ年齢的に下の方々という中では、その必要性についてどうかなと。やはり普通考えるならその上とすれば88歳じゃないかと。90歳で出しているところもありますけれども、やはり日本的に言えば88歳と、そして100歳ということだろうと思いますので、金額的にも私が言った減額しないで1万円と10万円ということでも、そんなに、余計にはなるけれども、そう高額に支出がふえるということでは、今、部長の説明ではそう感じたわけで、私は88歳と100歳というのが今の時代に即した支給年齢じゃな

いかと。そしてまた、額についても、5,000円というのも、これもまたもらう人方にすれば、何だという思いがあるんじゃないかと。やはり出すんだったら、ある程度、家族も当然おられる方々が多いわけなんで、1万円というのが私は妥当だし、5,000円ではあまりにも少なすぎるということから、もっとやはり市の方でも考えて、80歳にしないで88歳と、そしてまた100歳に、そういうので再考願えないのかと、それがやはり私は支給方法、支給年齢としては妥当じゃないかと考えますが、そのあたりどうですか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） お答えいたします。

最初に、5条の件でございますけども、この第2条が住所地、住民基本台帳に記載され、現に居住している者と規定しているわけでございます。ただ、年齢に達したときには住所はあったものの、支給日に転出した人がいると。そういう場合は住所要件がないので敬老祝金の受給権を失うというこの5条がないと、その支給日というのが確定しないということでございます。そうした場合に第5条で受給権を失うと規定しますと、せっかくつくった住所地特例者、こちらの方に影響が及びますので、あえてここに但し書きをして、住所地特例者については、住所は移転されているんですけども対象とするというような救済措置をとっているわけでありまして、2条があくまでも現住所にこだわる支給対象者になっていきますので、支給日時点で対象者が転出している場合は、受給権を失うということを5条で規定しているわけでございます。

それから、88歳の支給でございます。平均寿命のこともありまして、その支給年齢を88歳、お祝いのものにすればということでございます。そのあたりも検討はいたしましたけれども、一番ネックになったのは、今後8年間そこに支給がでないと、8年後に88歳支給が始まるわけですから、そのことも考えました。それから、80歳というのは、県内ほかの他市でもあまりないわけでございますけども、以前から80歳、敬老式をやる段階においても、80歳の方にはいろいろ記念品が出たりして大きな区切りとなっております。平均寿命が80歳を超えているといっても、80歳はやはり人生においては大きな区切りとなるということから、この80歳、現行のお祝いの年齢ということを考えて、ここをずらさないで金額は5,000円でございます

けども、現金支給ということでは5,000円です。この後、記念品にするとか、いろいろな地域振興券等の新たなものを考えて支給の額を上げるとか、そういうことは考えていきたいと思いますけども、支給年齢につきましては今のところ80歳ということしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） この住所地特例のやつ、ちょっと私はまだ納得できないんですけども、この第2条で支給対象者の条文として住所地特例の人の条文がなかったので今回加えたということだと思うので、それはそれでいいんですけども、それを今度あえて5条でその人方について受給権の喪失ではないよということを条文に入れる必要性がちょっとわからないということで何回かこの間質問しているわけで、これがなければ、受給権の喪失の第5条の条文を追加しなければ、住所地特例の方々は喪失ならないのかと。条文が必要なのかどうかです。これなくても私は2条で対応しているんじゃないかと、そこです。もう一度、私よくわからないので、そこら辺をお答え願いたいなと思います。

それと、80歳支給です。今の時代として、80歳支給がこの後もどんどんまず対象者が余計出てくるわけです。そういうことで、必要性は私は80歳は平均寿命からいっても、平均寿命この後、80歳までになってくるのが早々、早晚出てくるわけです。そういう中で、やはり私は80歳というのが…80歳でない、早晚にですよ90歳の平均寿命というのが、この何年か先に出てくる、女性の場合は特にですよ。そういうことからすれば、私はこの今回の改正では、80歳でなくて88歳にするべきだということだと思います。80歳で今、支給しているところというのは、仙北市、それからかほ市、この2市なんです。5,000円を出しています。88歳というところが潟上市が1万円、大仙市が2万円、由利本荘市が1万円、横手市1万円、鹿角市1万円と、こういうふうにして5,000円というところはないと。

それから、100歳については、10万円、20万円、30万円というところもありますし、北秋田市と能代市が5万円ということになっています。

そういうことからすれば、私は長年男鹿市に尽くしてきた敬老の方々に対して、100歳10万円でやってもいいんじゃないかと。先ほど100歳の対象者の人数もお

話されていましたが、毎年徐々にふえていくということにもなっていない数字なわけです。22人前後で終わっているわけです。そういう意味では、どんどんふえていくと、100歳までは、ここ5年間ぐらいはそういう状況と。

88歳にしても270人代になるということで、やはり80歳は、やはり私はこの後もふえてくるということだと思えるわけで、敬老祝金の支給年齢について、私は、ほかの議員の方々がどう思われるかしりませんが、やはり今は88歳じゃないかと、100歳じゃないかと思いますが、そこら辺、部長でない、市長はどういうふうな考え方、私の質問について何か答弁ありましたらお聞きしたいなと思います。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

重複すると思いますが、敬老の気持ちは、額の多少にかかわらず十分持っている気持ちで、私がいつも言っているように、ナマハゲの文化というのは、親祖先を大事にする文化です。親、祖先がいるから私たちが今こうして生きていけるところで、そういう感謝の気持ちは忘れないと。いろんな文化を残してくれていると。自然もみんな残してくれたのは先祖がいるから、その感謝、敬老の気持ちは私は持っています。

そこで、額の多寡は心で込めて何とか渡したいと。そして、88歳か80歳かの議論は、やっぱり常識的に考えると88歳とみんながそう思っているんでしょうけども、今までのいろんな経緯があったりして80歳ということで落ち着いてきているみたいですので、ここあたりが落としどころかなと私は思って、それで80歳という話を提案したところです。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 8番佐藤巳次郎君の質問を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） ありがとうございます。

○議長（吉田清孝君） 次に、15番三浦利通君の発言を許します。15番

○15番（三浦利通君） 私からも人事院勧告に伴う76号、77号、78号について若干やり取りをさせていただきたいと思います。

皆さんご案内のように、国の経済動向というのは、安倍総理も力説しているよう

に、ここ何年か相当いい状況にあるというような、そういったことを受けて民間の給料レベルというのは、かつての状況からすれば、ここ二、三年大分上がってきている。しかしながら、それは大企業中心であって、小さい会社等については、なかなか容易にそういう状況でない。あわせて、地方はさらに経済的な面では大変苦難を強いられている、経済レベルというのは、決して上がっていかない状況にあるのかなという気がしております。そういう中であって、今回、市の方では人事院勧告に基づいて、この76号、関連して77号特別職の、あわせて議員の方の78号も提案されているわけですが、船木部長なると思いますけども、この辺今言ったこと等も含めて背景なり根拠について若干お聞かせいただきたいと思います。

それから、今もあったわけですが、それからあわせて一般質問においてもさまざまな議員から市の置かれている現状、市民の経済レベルについては、質問、ご提言等もあったわけですが、そういう現状、市の取り巻く環境において、今回このように人事院勧告とはいいつつも、こういう提案をする考え方に妥当性があるのかどうかという部分で、その妥当性についても船木部長の方からちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、具体的に市職員のラスパイレス指数というのは、私なんか承知している部分では、93ぐらいでずっと推移してきたのかなというようなそんなことで、直近の職員のラスパイレス指数というのはどういうレベルにあるのか、つかんでいたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、特別職、特に市長、副市長、教育長、きょうは監査委員もおられますけども、財政的な事情、背景を受けて、今任期、市長、副市長、教育長も対象になるのかな、まずあのとおり1割カットをなされておると。教育長、監査委員については、従来からすれば、監査委員はばっちり半分の給料で頑張っておられる状況です。教育長もかつてからすれば、4割ぐらい減の報酬レベルというような、こういう状況の中で、果たして今回、市職員、人事院勧告の是正とあわせてやるとはいいつつも、果たしてどうなのか。そういう今の市の特別職の報酬レベルというのは、他の、特に県内13市と比較した場合、どういうレベルにあるのか、その辺についてもちょっとお聞かせください。

それから、市民所得、ずっと男鹿市の市民所得というのは、私なんか承知してい

る、頭の中にあるのは、県内13市の中で残念ながら下から2ぐらいのレベル、二、三年前、恐らく今、直近の所得金額等の調査というのは、恐らく平成28年あたりからつかんでいるのかどうかわかりませんが、それ以前というのは200万ちょっと、205万前後ぐらいに推移してきた。それは今言ったようなことで、13市の中においては下から2番目ぐらいの市民の所得レベルであると思います。最近のそういう市民の所得レベルというのは、どういうふうな数字等をつかんでおられるのか、これについてもお聞かせください。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、今回の提案の背景、根拠というようなことですが、地方公務員につきましては、いわゆる労働法上の団体交渉等による給与等の勤務条件の決定が認められていない、いわゆる労働基本権が制約されてございます。この労働基本権の制約の代償措置の一つとして人事委員会の勧告制度が設けられておりまして、この勧告によって官民格差を是正していくというものでございますので、県の、私どもは、国というよりも、より私どもに近い秋田県の人事委員会の勧告に基づきまして今回提案をしているというものであります。

また、市の現状等々から提案する妥当性等々でございますけれども、当然先ほど言いましたように人事院勧告に基づく給与改定と申しますのは、例えば今年度の勧告であれば4月時点の官民格差の比較でございますので、私どもとしては今年度の是正ということで、当然これに準じて改定すべきという考え方でご提案をさせていただいております。

それから、市職員のラスパイレスの関係でございますが、平成29年4月1日、本市の場合95.7となっております。県内の13市の中では、10番目というような状況にあります。

それから、特別職の給与関係のご質問でございますが、まず、常勤の特別職で申し上げますと、例えば私どもの市長、副市長、教育長につきましては、平成33年3月末までの10パーセント、これは市長と副市長ですが、さらに教育長については19

万8, 000円の減額措置をしております。他市でも減額しているところは2市ございますが、減額後の比較で申し上げますと、市長につきましては給料月額が13番目、副市長が10番目、教育長が13番目といった状況にあります。

また、今般、改正をお願いをしております期末手当の支給割合、これにつきましても、市長、常勤の特別職及び市議会議員につきましても現行の中で最も低い支給割合になっております。

それから、市民所得の関係でございますが、こちらは平成28年度の秋田県市町村村民経済計算によりますと、本市のいわゆる1人当たりの所得ですが、市町村村民所得でございますが、1人当たり202万2,000円ということで、25市町村中18番目という状況にあります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 今、部長から答弁ありましたけれども、特に市民所得というのは、残念ながら県内25市町村中18番目と、相当残念ながら低いレベルで推移しております。公務員は今、部長がおっしゃられたように、人事院勧告、要するに民間との格差はその都度是正をしていく、民間より低ければそれなりに上げていくというようなそういう考え方ですが、法的な根拠をちょっと調べさせていただきましたけれども、地方公務員法第14条に情勢適応の原則、地方公共団体はこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならない。是正する場合は、こういう法的な根拠に基づいて公務員というのはやられていく、守られていくということですが、問題は、情勢適応の原則、社会一般の情勢というのはどこを指すのか。先ほど部長がおっしゃられていまして、県の人事院勧告、要するに県全体の経済レベルにあわせた今回の人事院勧告というような考え方が妥当だと思います。従来から県内の中においては、市町村の職員の給料レベルというのは、一番高いのが秋田市、ずっとこれは変わっておらないだろうと、金額等については私はわかりませんが、それは何を意味するのかというのは、今言ったようなことで市民所得が最も高いのは、最近のこういうデータを見ると、大潟村というのは、ああいう特殊な農村、村ですけれども、大潟村、さらには秋田市というような続いている。私が何を言いたいのかというのは、そういう地域経済を反映した、それが社会情勢というようなことを容認せざるを得ないのではない

か、認めざるを得ない、是非はあろうかと思えます。それがいいとか悪いとか、賛成か反対はあろうかと思えますが、これが一般的な認識のとらえ方になってくるのではないかなと思っております。そういう観点では、一般質問で市の基幹産業である農業がことしは気象災害によって4億5,000万円前後、5億円近い減収が見込まれている。はっきりしている。さらには、他の観光とか漁業もそんなに伸びておらない、芳しくないという状況の中で、恐らく来年度は税収が結構そういう基幹産業の関係では落ち込むのが明確であろうかと思えます。

一方では、財政議論は、先ほど佐藤巳次郎議員からも言ったように、何のことはない。財政が今相当厳しい状況の中で、市長があれもやろう、これもやろうと意気込んでもできない、財政の最大の障がい、理由の中でできない状況が明白であろうかと思えます。しかしながら、先日も市長は、経常収支97.8、要するに県内市町村の中でこの数字だけをとってみれば一番最悪の状況です。それはいろいろ理由、事情があるかと思えますが、それにしてもこういう状況を受けて、市長がはっきり言っているのは、人件費の削減、さらには一層の経費削減を図っていかなければ、行政改革をやっていかなければいけないということを力説しております。だとするならば、いくら人勧と言えども社会情勢、地域の社会情勢を鑑みた場合は、今回は見合わせるべきでないかという意見が一方であるとするならば、それに対してどう、部長で結構ですが、お答えになろうとしているのか、ちょっとお聞かせください。

それから、市長からもお答えいただきますけども、今言ったようなことで、具体的に市長が考えているこの後の人件費の削減というのは、どういう手法で、いつからやるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） はじめに、先ほどの市町村民所得のところ平成28年度の数字と言いましたが、平成26年度の数字でございました。申しわけございませんでした。

それから、この人事院勧告に基づいた給与改定の実施についてでございますけれども、これは先ほど来申し上げてございますように、人事院勧告制度につきましては、労働基本権の制約の代償措置の一つであります。私どもとしては、この人事院勧告制

度と、いわゆる給与の減額というのは、分離して考えて別物だというふうにして考えております。人事院勧告につきましては実施をさせていただいて、給与の減額の必要があれば、別の手法でそれを検討していくべきものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

「出るを制す」という言葉を私しょっちゅう使っていますけども、人件費の削減って私、口に出したことはないと思ってます。どうして言わないかという、やっぱり経営者として、トップとして、一番手をかけやすいのは人件費の削減です。そのことを簡単にやるのは、うまくないと。もっといろんな手を尽くしてからやるべきじゃないかなと。いろんな手を打って、入ってくる方を量っていくと。入るを量るです。出るを制し、入るを量る。いろんなことを手を打ってやっていっているつもりです。

でも本音を言うと、皆さんが御存じのとおり、非常に私も危機感を感じています。事務方の方からも、皆さんが御存じのように、今、財調が4億四、五千万ですか、しかないわけで、毎年2億円ずつ繰り入れしているわけですから、貯金は2年たつとなくなると、今のままでいけばね。今のままでいけばなくなるんですから、何か手を打って、知恵を出してやっていきたいと、そういう気持ちです。現実はその状況になるかもしれないですけども、そのときはそのときで給与の削減をどうやっていくかということをもっと検討していかなくちゃだめだと思っています。その時期は、まず来るかもしれないですけども、来ないように今の時点では頑張っていくと。けども、厳しい現実わかっていますから、ことしの大雪、または災害がくると、一挙に1億、2億というのはなくなるわけですから、貯金がなくなると。そういうことになると、給与にかかわっていくしかないわけですから、そのことは頭に入れながらやっていかなくちゃだめなことも、議員のご指摘のとおり私も承知はしています。何とか今回の提案については、そういうことで人勧はやっぱり受け入れないわけにはいかないんだろうなと、私はそういう気持ちではあります。給与の削減については、それは削減でまたきちんと考えていくと、そういう気持ちです。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） あとやめようかなと思ったら、市長の今の答弁で、こういう現実になっても、まだ悠長な考え方、とらえ方しているんでないかなということ、私のとらえ方、あなたに対する意見ですけれども、経常収支比率の市町村の比較の中で、県の市町村課はどういう対策を打つべきかというような、そういうことも、アドバイスの指導機関としてのあれとして人件費の削減、経費削減。経費削減については、市長も相当ずっといろんな対応を具体的にやってきているはず。来年度の予算作業、この後本格的に始まると思いますけども、さらにまたいろんな面で補助金のカットとか経費削減やっていかざるを得ない。具体的には、相当市民が直接、今までから見れば行政サービスが低下したと、補助金が減ったということでお叱りを受けることを相当強くなってくることも明確です。そういうふうに批判、お叱りを受けても、じゃあどのぐらい財源が生み出せるかといえば、先ほど言ったように今までも努力してきて、これ以上じゃあどこを減らしていくのかって、なかなか厳しい状況で、そんなに財政的な財源というかは生み出せないことは明確なんでないかなって感じがします。そういった面では、もうそろそろ給料、人件費の削減を具体的にやっばりこういう場で議論する、私は時期なんでないかなというような、最悪の状況になって、そういうものを議論して、事を進めていっても、むしろその時点では相当厳しい、せば今まで何やってきたんだかっていうぐらいのあのころから対応・対処できる部分はやるべきでなかったかというような、市民からもご批判を受けるような状況が強くなっていくのでないかなという気がします。そういったことをこの後いろんな場で市長もさらに整理をして考え方を示されるかと思えますけども、いずれにしろいろんな今言ったような問題が絡んできている背景がある人勸ではないかなという気がしております。議会においても、各委員会等でさらに議論をしながら、一定方向が見出せるかと思えますけども、まず私はこれで終わります。

議長、終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第75号から第89号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第90号から第100号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号から第100号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日12日から18日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日12日から18日までは議事の都合により休会とし、12月19日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時41分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第75号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

教育厚生委員会

- 議案第82号 男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第83号 男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第84号 船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 男鹿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第 90号 平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について

議案第 91号 平成30年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 92号 平成30年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について

議案第 93号 平成30年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第 94号 平成30年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第 95号 平成30年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第 96号 平成30年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 97号 平成30年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について

議案第 98号 平成30年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 99号 平成30年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

議案第100号 平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について